

10月の市税ぐよみ

20日 固定資産税第3期分、
国民健康保険税第3期分の
督促状の発送

11月2日 市県民税第3期
分、国民健康保険税第4期
分の納期限

※督促状1通につき100円
の督促料をいただきます。

※口座振替をご利用の方は、
納期限日の残高にご注意く
ださい。

法務局の商業・法人登記事 務の取扱庁が変わります

松山地方法務局西条支局で
取り扱っている商業・法人登
記事務は、10月13日(火)から松
山地方法務局(本局)登記部
門で取り扱います。

商業・法人登記に係る登記
事項証明書、印鑑証明書の交
付事務については、引き続き
西条支局でも取り扱います。
※不動産登記事務は取り扱い
の変更はありません。

■問合せ

- 松山地方法務局登記部門
TEL 089193210888
- 松山地方法務局西条支局
TEL 089715610188

公証週間 10月1日～7日

公証役場では、不動産の売
買・賃貸、金銭の貸借、損害
賠償や慰謝料の支払いなど、
各種の契約書(公正証書)を
作成しています。公正証書に
は判決書と同様に、差押えや
取立ての効力があります。

遺言書を公証役場で作成す
ると、家庭裁判所の検認の手
続きを受けることなく効力が
認められます。また、会社設
立のための定款や私署証書の
認証、確定日付の付与などの
事務も行っています。

法律行為の確実を期すため
公正証書の作成や認証を受け
ることをお勧めします。

公証役場では公正証書に関
しての法律相談を行っていま
すので、ご相談ください。

■問合せ

- 新居浜公証役場
TEL 089713513110
- 今治公証役場
TEL 089812312778



ご存じですか? 児童デイサービス

児童デイサービスは、言葉
や発達の遅れが懸念される児
童を対象に、健康相談、集団
での遊び、療育訓練、リハビ
リなどを通じて、身辺自立や
社会性の習得、運動機能の発
達を支援するものです。

医師、理学療法士、保育士
などの専門家が個々の状況に
合った支援を行います。児童
の療育を希望される保護者の
方は、一度ご相談ください。

■児童デイサービス事業所
○かがやき園(総合福祉セン
ター内)
TEL 089715515022

○ひまわり(石田339-1)
TEL 089816516144

■利用対象児童

原則として就学前の児童
1割(世帯の課税状況で上限
額が決まっています)

■利用申込先

- 市庁舎別館社会福祉課
障害者福祉係
- 各総合支所市民福祉課
福祉係(東予)
- 市民福祉係(丹原・小松)

国民健康保険の 被保険者の皆さんへ

10月から出産育児一時金が変わります

緊急の少子化対策の一環として、平成21年10月1日から出産育児一時金が次のように変わります。

支給額が4万円引き上げられます

平成21年10月1日から平成23年3月31日までの間の
出産に限り、出産育児一時金の支給額が4万円引き上
げられ、42万円(産科医療補償制度※に加入していな
い医療機関等で出産した場合は39万円)となります。

※産科医療補償制度とは

出産に係る医療事故によって重度の脳性麻痺となった子と家
族の経済的負担を速やかに補償することなどを目的に、分娩を
取り扱う医療機関等が加入する制度。安心して産科医療を受け
られる環境整備の一環として、今年1月から始まりました。

直接支払制度が始まります

お手元に現金がなくても安心して出産できるように
するため、出産費用に出産育児一時金を直接充てる
「出産育児一時金の医療機関等への直接支払制度」
が、平成21年10月1日から始まります。

今までは出産費用を被保険者が直接医療機関等に現
金で支払った後、西条市国保から被保険者へ出産育児
一時金を支給していましたが、制度開始後は、原則と
して西条市国保から直接医療機関等に出産育児一時金
を支払うこととなります。

お問い合わせ先

- 市庁舎本館国保医療課 国保係 TEL0897-52-1447
- 各総合支所市民福祉課 市民保険係(東予)・市民福祉係(丹原・小松)

※出産育児一時金の制度変更は、各医療保険にも適用されます。国保以外の方は、加入する医療保険者へお問い合わせください。